

(i)往診料は、受傷後24時間以内で通院が著しく困難であることを同居の親族、同居の親族がいない場合は近隣の居住者からの通院困難証明書が請求書に添付されている場合に限りです。

(ii)休日・時間外の施術についての休日等の加算は、加入登録簿に施術時間・休日を登録し、且つそれを看板などで院内外に明示し、診察券・一部負担金等施術所が患者に発行する請求書にその旨を記載している場合に限って、下記の限度で療養費として取り扱うことができます。

1.応急処置の為の施術(1回限り)。

2.受傷後、74時間以内に初検施術。

3.被保険者が休日・時間外以外の日・時間に受診できないことを証明する資料の提出を受けた施術。

㉔登録施術所以外の施術。

但し、次の場合は除く(往診・時間外の料金は療養費に算入しない)。

(i)災害救援活動・スポーツ競技など活動現場で発症した負傷。

(ii)療養型施設入所者の施術のうち施設管理者や医師の同意がある施術。

㉕患者が直接作成した予診表のない施術。予診表は審査機構が定めた書式によるものとします。

㉖部位毎に施術期間が20日を超え、施術回数が1週間のうち4回を超える施術が見込まれる負傷については、請求書にその施術部位について審査機構の定める施術計画書を添付した場合に限って、その施術を療養費の対象とすることができます。

㉗加入登録をしていない柔道整復師による施術。但し、助手等が加入登録柔道整復師の直接の指揮の下で施術した場合、その者が柔道整復師の資格を有し且つ登録簿に常勤柔道整復師として登録されている場合は療養費の対象となります。この場合、直接施術を行なった助手の氏名・資格取得年月日、採用年月日及びその者が施術した部位を施術記録に記入しなければなりません。

㉘近接部位の施術は療養費の対象とはなりません。

- ① 施術期間中に施術部位が追加変更された場合はその変更に関わる請求書にその変更原因(負傷原因が明らかな外傷として認められる)を具体的かつ明確にした施術所見書をその変更部位に関わる請求書に添付しなければ、変更部位の施術は療養費の対象とはなりません。
- ② 請求書及びその他の資料から負傷内容または施術内容が明らかでない施術は療養費の対象とはなりません。
- ③ 鍼灸治療と同一の日に同一の部位ないし近接部位の施術。
- ④ 外因性のある負傷のうち受傷日から7日を超えた日を初検日とした施術。なお、受傷日から4日を超えて初検した場合は請求書に受傷日から初検日までの負傷状況及びその管理内容が明らかでない施術は外因性の負傷と見なすことはできません。
- ⑤ 骨折・脱臼・打撲・捻挫及び挫傷の負傷名を付けることができないこれらの負傷と類似の症状の施術は請求書に症状の内容(とくに痛み・はれ・運動機能の負傷程度等)をできるだけ具体的に記述すれば負傷名を付けなくてもその負傷に対する施術として療養費の対象とすることができます。但し、2部位を超える施術料は療養費の額に算入できません。
- ⑥ 負傷の原因を具体的に特定し、それを明らかにすることのできない打撲・捻挫及び挫傷の症状と類似の症状に対する負傷の施術は以下の条件のもとに療養費の対象とします。
- (i) その症状が明らかに内科疾患の疑いによるものでない負傷であること。
- (ii) その症状が打撲、捻挫及び挫傷の症状と明らかに類似の症状であることを証明し且つその症状が複数の部位に生じている時はその発症原因を特定し、各負傷部位毎にその症状を請求書に添付した施術証明書(審査機構の定める書式)に具体的に明示し、さらに上記負傷の症状の発症原因と判断された部位を特定し、それが発症の原因であると判断した理由、及びその部位に対する施術の有無、その施術内容、上記負傷症状によって派生した症状の有無、及びその症状の部位・程度並

びにその施術内容並びに上記症状によって、将来、派生的に発生する恐れのある病状の内容・部位を明らかにします。

(iii) 施術期間は63日以内とし、その間の施術回数は7日間のうち3回以内とします。

(iv) 上記施術期間（63日以内）まで行なった施術の療養費は最終施術をもって治癒したものとして審査します。この施術期間後30日を過ぎた時点で同一ないし近隣の部位に対する類似症状の施術は再発症状の施術として、2部位以上の施術をしても2部位以内の施術に限り、療養費の対象とします。但し、その施術期間は42日とし、その間の施術回数は7日間のうち2回以内とします。

(v) 上記施術期間(63日以内)のある時点で症状が治癒した場合、その治癒時点から63日を超えた時点で同一ないし近隣の部位に類似症状が発生した場合はその受診時から63日以内、その間の施術回数は7日間のうち2回以内の施術を療養費の対象とします。

(vi) 上記施術期間（63日以内）のある時点で施術を中止している場合、その施術期間後より63日を超えた時点で同一ないし近隣の部位に発症した類似症状が発生した場合、その施術について療養費の対象とします。但し、その施術期間は28日とし、その間の施術回数は7日間のうち2回以内とします。療養費の対象はその施術部位数が2部以上であっても2部位までとします。